|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **令和２年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針**  資料ウ | | | | | | | |
| 施設名称：  青少年海洋センター・青少年海洋センターファミリー棟 | | | 指定管理者：  ナンブフードサービス㈱、ＮＰＯ法人ＮＡＣ、㈱ＢＳＣ・インターナショナル | | 指定期間：  平成２８年４月１日～令和３年３月３１日 | | 所管課：  政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課 |
|  | | | | | | | |
| 評価  項目 | 評価基準 | 評価委員の指摘・提言等 | | 改善のための対応方針 | | 次年度以降の事業計画等への反映内容 | |
| Ⅰ．提案の履行状況に関する履行状況に関する項目 | | | | | | | |
| （３）利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | | | | | | | |
|  | ・利用者の増加を図るための方策  年間目標来館者数  海洋センター  　６８,０００人  海風館  　１２,５００人 | 開設時と比べ、社会環境や主要利用者である学校の環境が大きく変化しており、施設のあり方や設計上の仕様とニーズの不一致が生じてきている。コロナ禍で高まっているキャンプ需要やグランピング、ワ―ケーションなどといった時流を捉えながら、施設設置の目的を外れない範囲で条例等を柔軟かつ幅広く解釈し、直接的又は間接的にもその目的に繋がるようなコンテンツの創出に取組み、新規顧客及びリピーターの獲得に努めること。 | | ＜指定管理者＞  利用者のニーズの把握に努め、利用者の要望に応えられるよう柔軟に利用者の受け入れを行う等、新規顧客及びリピーターの確保に努める。  また、キャンプ需要等の時流に対応するための取組みを行うとともに、新たな視点による利用開発に取組む。  ＜施設所管課＞  今後の施設のあり方の検討を進めるとともに、指定管理者から新たな提案があれば、施設設置の目的を外れない範囲での条例等の柔軟に努め、適宜、協議に応じる。 | | 次年度の事業計画書の利用者の増加を図るための方策の項に、「利用者のニーズの把握に努め、利用者の要望に応えられるよう柔軟に利用者の受け入れを行う等、新規顧客及びリピーターの確保に努める。また、キャンプ需要等の時流に対応するための取組みを行うとともに、新たな視点による利用開発に取組む。」を加え、具体的に取組むことにより、新規利用者等の確保等、利用促進を図る。 | |
| ふるさと納税の体験型返礼品は、地域振興の手段として有効なものと考えられ、また、コロナ禍でマイクロツーリズムが人気を集めるようになっていることもあるため、今後も岬町と連携し、積極的な取組みに努めること。 | | ＜指定管理者＞  岬町と連携し、海洋センターのマリンプログラム体験を岬町のふるさと納税の返礼品に加えて頂けるよう引き続き取組み、地域振興と施設ＰＲに努める。 | | 次年度の事業計画書の利用促進のための広報活動の項に、「岬町と連携し、海洋センターのマリンプログラム体験を岬町のふるさと納税の返礼品に加えて頂けるよう引き続き取組み、地域振興と施設ＰＲに努める。」を加え、岬町と連携し、海洋センターのマリンプログラム体験をふるさと納税の返礼品に加えて頂けるよう取組み、地域振興と施設ＰＲに取組む。 | |
| （４）サービスの向上を図るための具体的手法・効果 | | | | | | | |
|  | ・提案のあったサービス向上策の取組み | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | |
| Ⅱ．さらなるサービスの向上に関する事項 | | | | | | | |
| （２） 自主事業 | | | | | | | |
|  | ・その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫 | Ⅰ（３）の記載のとおり。 | | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | |
| （３）その他創意工夫 | | | | | | | |
|  | ・その他創意工夫の取組み | Ⅰ（３）の記載のとおり。 | | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | | Ⅰ（３）に記載のとおり。 | |
| Ⅲ．適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | | | | | | | |
| （１）収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | | | | | | | |
|  | ・事業収支計画、事業収支実績状況 | 厳しい収支状況が続いている中、今般のコロナ禍での一層の悪化により、運営母体への影響が懸念される。また、現状の運営方法、運営形態では参画可能な事業者が限定されており、運営及び継続性に問題が生じる恐れがある。条例等を柔軟に解釈しながら、今後の運営方法、運営形態の見直しを検討すること。 | | ＜指定管理者＞  コロナ禍の中、厳しい利用状況にあるが、少しでも多くの利用者の確保に努めるとともに、大阪府に申請の上、施設利用料金の改定等を行うことにより収入状況の改善を図る。  また、運営管理内容を見直しつつ、これまで同様に無駄な支出を抑えながら、収支状況の改善により安定的な財政運営ができるよう取組む。 | | 次年度の事業計画書の管理経費の縮減に関する方策の項に、「コロナ禍の中、厳しい利用状況にあるが、少しでも多くの利用者の確保に努めるとともに、大阪府に申請の上、施設利用料金の改定等を行うことにより収入状況の改善を図る。  また、運営管理内容を見直し、収支状況の改善により安定的な財政運営ができるよう取組む。」を加え、大阪府に施設利用料の改定を申請する等、収支の状況の改善に努め、より安定的な財政運営に取組む。 | |
| （３）安定的な運営が可能となる財政的基盤 | | | | | | | |
|  | ・法人等事業者の経営規模、事業規模、組織規模等の運営基盤 | Ⅲ（１）の記載のとおり。 | | Ⅲ（１）の記載のとおり。 | | Ⅲ（１）の記載のとおり。 | |